

平成23年8月25日
日本生命保険相互会社

**「保険金・給付金のお支払状況」「お客様から寄せられた苦情の件数」
「お申出制度のご利用状況」について
＜平成23年度第1四半期（平成23年4月～6月）＞**

日本生命保険相互会社（社長：筒井義信）は、お客様の視点での抜本的な改革を進め、真にお客様を大切に
する経営を目指すとともに、経営の透明性を確保する観点から、平成18年度より「保険金・給付金のお支払
状況」、「お客様から寄せられた苦情の件数」、および「お申出制度のご利用状況」について、四半期ごとに開示
しております。平成23年度第1四半期（平成23年4月～6月）の状況は、次葉以降のとおりです。

※なお、平成22年度分につきましては、ディスクロージャー資料「日本生命の現状2011」等で開示しております。

次の項目について開示しております。

1. 「保険金・給付金のお支払状況」について（詳細はP2～4をご覧ください）
 - ・お支払件数、および支払査定の結果、お支払非該当と判断した件数
 - ・お支払非該当と判断したご契約の具体的事例
2. 「お客様から寄せられた苦情の件数」について（詳細はP5～6をご覧ください）
 - ・お客様から寄せられた苦情の件数
 - ・苦情の事例および改善内容
3. 「お申出制度のご利用状況」について（詳細はP7をご覧ください）
 - ・ご利用件数およびご利用案件の内容

以 上

1. 「保険金・給付金のお支払状況」について

- 平成23年度第1四半期（平成23年4月～6月）のお支払件数は、
 保険金で20,537件、給付金で324,223件となりました。
 一方で、支払査定の結果、お支払非該当と判断した件数は、
 保険金で1,056件、給付金で10,596件となりました。

【保険金・給付金のお支払件数、お支払非該当件数および内訳】

○平成23年度第1四半期（平成23年4月～6月）

（単位：件）

	保険金					給付金						合計
	死亡 保険金	災害 保険金	高度 障がい 保険金	その他	合計	死亡 給付金	入院 給付金	手術 給付金	障がい 給付金	その他	合計	
詐欺による 取消・無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不法取得目的 による無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務違反 による解除	22	0	1	4	27	0	158	91	0	12	261	288
重大事由 による解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
免責事由 に該当	89	26	0	0	115	28	82	15	0	1	126	241
支払事由 に非該当	5	62	214	633	914	12	851	8,991	97	258	10,209	11,123
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
お支払非該当 件数合計	116	88	215	637	1,056	40	1,091	9,097	97	271	10,596	11,652
お支払件数	15,342	981	675	3,539	20,537	2,451	154,173	103,665	389	63,545	324,223	344,760

- ※1. 当実績は、保険種目ごとに集計した、個別保険・団体保険の合計実績です。
 2. 満期保険金・生存給付金・一時金・年金等、支払査定を要しないものは含んでいません。
 3. 「約款に定める入院日数に満たない入院のご請求」等、「請求者からのお申出やご請求書類等から支払事由に該当しないことが明白で、特段の支払査定を行わないもの」は、お支払非該当件数に含んでいません。
 4. 複数の会社でお引受けしている団体保険契約のお支払件数は、当社が幹事をしているご契約のみを対象としています。
 5. 上記件数については、平成21年度より、生命保険協会の基準に則って分類しています。

【四半期ごとの時系列推移表】

		お支払件数	お支払非該当件数
平成22年度	第1四半期	336,209件	10,258件
	第2四半期	346,123件	11,910件
	第3四半期	353,375件	12,568件
	第4四半期	327,230件	11,348件
平成23年度	第1四半期	344,760件	11,652件

【お支払非該当と判断したご契約の具体的事例】

お支払 非該当事由	保険 種目	お支払非該当とした事案例（概要）
告知義務違反 による解除	入院 給付金	<p>「糖尿病性腎症」を原因として入院給付金をご請求いただきましたが、事実確認の結果、ご契約の責任開始日前に、「糖尿病」と診断を受け、その後も通院加療を継続されていたにもかかわらず、告知いただいていたことが判明しました。</p> <p>また、当ご請求の原因となった「糖尿病性腎症」は告知いただかなかった事実との間に密接な因果関係が認められました。</p> <p>このため、告知義務違反としてご契約を解除し、入院給付金はお支払非該当といたしました。</p>
免責事由 に該当	入院・ 手術 給付金	<p>被保険者が自動車を運転中に、カーブでセンターラインを超え対向車と衝突し、「頸椎捻挫、胸腹部打撲、左膝挫傷」のため入院・手術をされ、入院・手術給付金をご請求いただきましたが、事故状況を確認した結果、飲酒運転中の事故であることが判明しました。</p> <p>このため、約款に定める免責事由「被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故」に該当すると判断し、入院・手術給付金はお支払非該当といたしました。</p>
支払事由 に非該当	高度 障がい 保険金	<p>飲酒による「アルコール性神経炎」を原因として高度障がい保険金をご請求いただきましたが、診断書を確認した結果、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴等の通常の身の回りの動作を自ら行うことが可能な状況であることが判明しました。</p> <p>このため、約款に定める高度障がい状態である「常に介護を要するもの（食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態）」に該当しないと判断し、高度障がい保険金はお支払非該当といたしました。</p>

【用語説明】

お支払 非該当事由	内容
詐欺による 取消・無効	保険加入に際して、ご契約者または被保険者に詐欺行為があった場合、保険契約を取消または無効とさせていただくことがあります。この場合、すでにお払込みいただいている保険料は払戻しません。
不法取得目的 による無効	保険加入に際して、保険金等を不法に取得する目的をもって、保険契約に加入された場合、保険契約を無効とさせていただくことがあります。この場合、すでにお払込みいただいている保険料は払戻しません。
告知義務違反 による解除	保険加入に際して、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失により、告知すべき重要な事実について告知いただかなかった場合や、事実でないことを告知された場合、保険契約を解除させていただくことがあります。この場合、解約払戻金をご契約者にお支払いいたします。
重大事由 による解除	保険加入後に、保険金等を詐取する目的で故意に事故を起こしたり、保険金等のご請求に際して診断書偽造等の詐欺行為があった場合、保険契約を解除させていただくことがあります。この場合、解約払戻金をご契約者にお支払いいたします。
免責事由 に該当	ご請求内容が、保険約款に定める免責事由に該当すると判断させていただくことがあります。 例) ・ご加入後、保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺に対し、死亡保険金を請求された場合 ・ご契約者・保険金受取人の故意、被保険者の犯罪行為等による事故に対し、保険金等を請求された場合
支払事由 に非該当	ご請求内容が、保険約款に定める支払事由に該当しないと判断させていただくことがあります。 例) ・約款に定める所定の要件に該当しない障がい状態に対し、高度障がい保険金を請求された場合

2. 「お客様から寄せられた苦情の件数」について

□ 平成23年度第1四半期（平成23年4月～6月）の苦情の件数は、30,275件です。

【お客様から寄せられた苦情の件数】

内容	平成23年度第1四半期 (平成23年4月～6月)		平成22年度第1四半期 (平成22年4月～6月)	
	件数	占率	件数	占率
新契約関係 (保険契約へのご加入に関するもの)	3,645件	12.0%	3,161件	11.5%
収納関係 (保険料のお払込み等に関するもの)	3,405件	11.2%	4,274件	15.6%
保全関係 (ご契約後のお手続き等に関するもの)	11,883件	39.3%	9,029件	33.0%
保険金・給付金関係 (保険金・給付金のお支払い等に関するもの)	4,155件	13.7%	4,525件	16.5%
その他	7,187件	23.7%	6,390件	23.3%
合計	30,275件	100.0%	27,379件	100.0%

- ※1. 当社は、苦情の定義を「お客様から寄せられる不満の申出（事実関係の有無は問わない）」としております。
 ※2. 上記は、受付時点での内容・件数を記載しております。
 ※3. 上記は、生命保険協会の基準に則って分類しております。なお、平成22年度より一部基準の変更が行われております。

【苦情の事例および改善内容】

□ 保全関係

事例	A T Mを利用するため、オフィシャルホームページで近くのニッセイ・ライフプラザを調べて行ったがA T Mがなかった。オフィシャルホームページの案内をわかりやすくできないのか。
改善内容	これまで、オフィシャルホームページの「窓口設置場所のご案内」のページでは、A T Mを設置しているニッセイ・ライフプラザについてのみA T M「有」との情報を明記しておりましたが、A T Mを設置していないニッセイ・ライフプラザについて、A T M「無」との情報を記載しました。 (平成23年6月)

□ 保険金・給付金関係

事例	入院給付金と3大疾病保険金の請求をした際、入院給付金の「お支払明細書」とあわせて、3大疾病保険金については支払可否が決まり次第、改めて案内がある旨の文書（「保険金および給付金のご請求に関するご連絡」）が届いた。状況を確認したいと思ったが、照会先の電話番号の記載がないため、どこに問合せしたらいいかわからなかった。
改善内容	これまで、保険金・給付金に関するご不明点の照会先については、「お支払明細書」に担当部署の電話番号や受付時間を記載しておりましたが、お客様の利便性向上のため、「保険金および給付金のご請求に関するご連絡」にも同情報を記載しました。 (平成23年6月)

3. 「お申出制度のご利用状況」について

- 平成23年度第1四半期（平成23年4月～6月）において
 - ・ 「お申出制度」をご利用された件数 …… 2件
 - ・ 「お申出制度」にて再査定のご要望があり、「支払サービス審査会」にて審議を行った件数 …… 2件
 - ・ 「支払サービス審査会」での審議の結果、勧告を受け、査定結果等を変更した件数 …… 0件

- 「お申出制度」のご利用案件の内容は以下のとおりです。

【「お申出制度」のご利用案件】

種類	主な内容	案件数
保険金・給付金のお支払非該当等に対する不服のお申出	高度障がい保険金のご請求について、障がいの原因がご加入前に発病していた病気によるものとしてお支払非該当としたことに対して、お申出をいただきました。	2件

お申出制度

社外弁護士が中立的な立場でお客様からお申出内容をお伺いし、お客様のお申出内容と当社の判断との相違点を、法令・約款に照らし、法的観点から整理して説明する制度で、平成18年10月から設置しています。

支払サービス審査会

保険金・給付金に関するお客様からの異議等を受け、支払査定の適切性の審査を行い、支払担当部門に保険金・給付金支払に関する勧告を行う機関で、平成18年6月から設置しています。社外弁護士2名（お申出制度にて相談をお受けする弁護士とは別の弁護士）を会長・副会長とし、原則毎月開催しています。